

BTMU CHINA WEEKLY

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

AUGUST 23RD 2017

■ WEEKLY DIGEST

【産 業】

- 2017 年上半期インターネット利用動向 新サービスの利用顕著
- 7 月の 70 大中都市住宅価格 前月比上昇 56 都市 前年同月比上昇 70 都市
- 7 月の自動車販売台数 前年同月比+6.2% 前月より 1.7 ポイント伸び幅拡大

【金融・為替】

- 7 月 クロスボーダー人民元決済額
- 7 月の人民元新規貸出 前年同月比+3,619 億元 前月比▲7,145 億元

■ RMB REVIEW

- 反落リスクに要警戒

■ EXPERT VIEW

- 中国の外国人就業許可制度の改革

本邦におけるご照会先:

三菱東京 UFJ 銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

WEEKLY DIGEST

【産業】

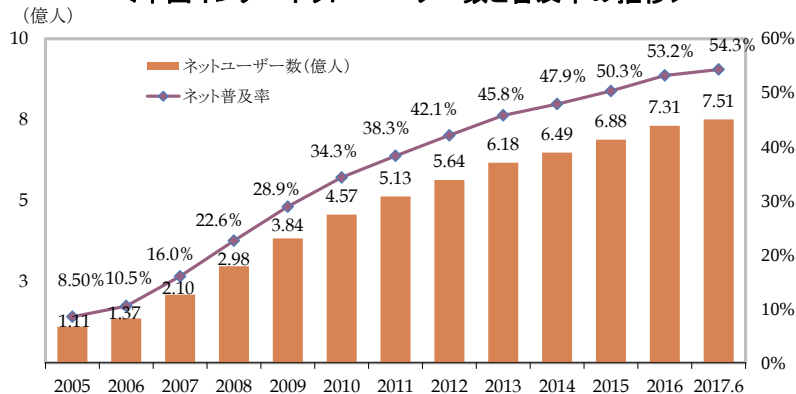
◆2017 年上半期インターネット利用動向 新サービスの利用顕著

中国インターネット情報センター(CNNIC)は4日、第40回「中国インターネット発展状況統計報告」を発表した。

同報告書によると、2017年6月末時点の中国のインターネット・ユーザー数は前期比+2.7%(1,992万人)の7億5,100万人、ネット普及率は前期比+1.1ポイントの54.3%となった。うち、携帯端末によるインターネット・ユーザー数は前期より2,830万人増加して7億2,400万人と、インターネット利用者全体の96.3%を占めた。

ネット・ユーザー数の伸びを利用目的別に見ると、デリバリーサービスが前期比+41.6%の2億9,534万人、配車サービス(タクシーを除く)が同+29.4%の2億1,733万人、資産運用サービスが同+27.5%の1億2,614万人と大きく伸びた。また、ライブ中継サービスの利用者が3億4,259万人で全体の45.6%、自転車シェアリングサービスの利用者が1億612万人で全体の14.1%を占めるなど、新たな利用形態の存在感が高まってきている。

＜中国インターネット・ユーザー数と普及率の推移＞



(出所) 中国インターネット情報センター(CNNIC)の公表データを基に作成

＜インターネット目的別利用率＞

上段: 全ツールからの接続/下段: うち、携帯からの接続

	2014年		2015年		2016年		2017年6月	
	全ユーザー数 6.49億人	前年比 増加率	全ユーザー数 6.88億人	前年比 増加率	全ユーザー数 7.31億人	前年比 増加率	全ユーザー数 7.51億人	前年比 増加率
	うち、携帯経由 5.57億人		うち、携帯経由 6.20億人		うち、携帯経由 6.95億人		うち、携帯経由 7.24億人	
即時通信 (We Chat等)	5.88億人	10.4%	6.24億人	6.2%	6.66億人	6.8%	6.92億人	3.8%
	5.08億人	17.8%	5.57億人	9.8%	6.38億人	14.5%	6.68億人	4.7%
ネットショッピング	3.61億人	19.7%	4.13億人	14.3%	4.67億人	12.9%	5.14億人	10.2%
	2.36億人	63.5%	3.40億人	43.9%	4.41億人	29.8%	4.80億人	9.0%
オンライン決済	3.04億人	17.0%	4.16億人	36.8%	4.75億人	14.0%	5.11億人	7.7%
	2.17億人	73.2%	3.58億人	64.5%	4.69億人	31.2%	5.02億人	7.0%
オンラインゲーム	3.66億人	8.2%	3.91億人	7.0%	4.17億人	6.5%	4.22億人	1.1%
	2.48億人	15.3%	2.79億人	12.5%	3.52億人	25.9%	3.85億人	9.6%
ネットバンキング	2.82億人	12.8%	3.36億人	19.2%	3.66億人	8.7%	3.83億人	4.7%
	1.98億人	69.2%	2.77億人	39.7%	3.34億人	20.5%	3.50億人	5.0%
ネット旅行予約	2.22億人	22.7%	2.60億人	17.1%	2.99億人	15.3%	3.34億人	11.5%
	1.34億人	194.6%	2.10億人	56.4%	2.62億人	24.7%	2.99億人	14.2%
デリバリーサービス	—	—	1.14億人	—	2.09億人	83.7%	2.95億人	41.6%
	—	—	—	—	1.94億人	86.2%	2.74億人	41.4%
配車サービス (タクシーを除く)	—	—	—	—	1.68億人	—	2.17億人	29.4%
	—	—	—	—	—	—	—	—
資産運用サービス	0.78億人	—	0.90億人	15.0%	0.99億人	9.6%	1.26億人	27.5%
	—	—	—	—	—	—	—	—
ライブ中継サービス	—	—	—	—	3.44億人	—	3.43億人	—
	—	—	—	—	—	—	—	—
シェアリング自転車	—	—	—	—	—	—	1.06億人	—
	—	—	—	—	—	—	—	—

(出所) 中国インターネット情報センターの公表データを基に作成

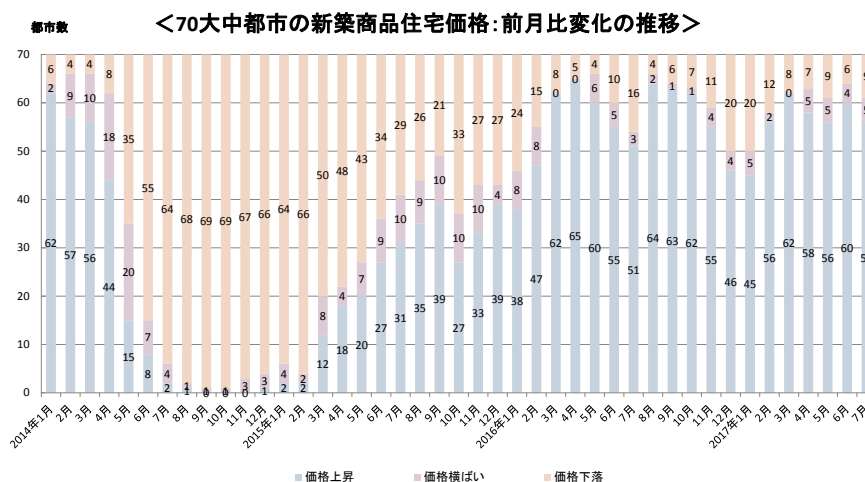
◆7月の70大中都市住宅価格 前月比上昇 56都市 前年同月比上昇 70都市

国家统计局は18日、7月の70大中都市の住宅価格指数を発表した。

新築商品住宅価格について、前月比上昇した都市数は前月より4都市減少して56都市、下落した都市は前月より1都市減少して5都市となった。

上昇幅が大きかった都市は、北海市(雲南省)の前月比+1.5%、南寧市(広西チワン族自治区)・金華市(浙江省)・韶関市(広東省)の同+1.3%。下落幅が大きかった都市は、安慶市(安徽省)の同▲0.3%、天津市・深圳市・福州市(福建省)・泉州市(福建省)の同▲0.2%となった。

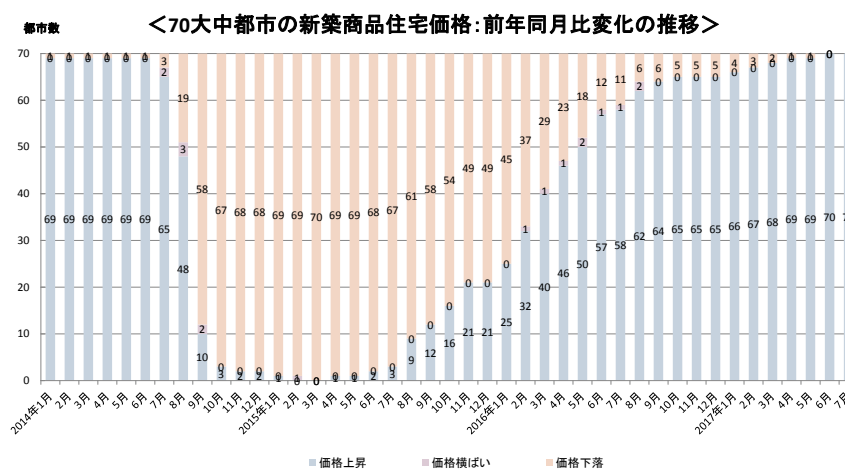
平均上昇幅を見ると、一線都市(注)は前月から横ばい、二線都市(注)は前月比▲0.2ポイントの+0.4%、三線都市(注)は前月比▲0.3ポイントの+0.6%と二・三線都市の上昇幅は縮小傾向を示している。



一方、前年同月比では、価格が上昇した都市数は前月と同様70全都市となった。

上昇幅が大きかった都市は、無錫市(江蘇省)の前年同月比+19.7%、長沙市(湖南省)の同+18.3%、鄭州市(河南省)の同+17.7%、蚌埠市(安徽省)の同+17.0%であった。

但し、平均上昇幅を見ると、一線都市(注)は10ヶ月連続の縮小で前月比▲1.7ポイント、二線都市(注)は8ヶ月連続の縮小で前月比▲0.8ポイントとなっている。



(注) 一線都市：北京、上海、広州、深圳の4都市

二線都市：省都、副省都都市を含む31都市

三線都市：70都市から上記一線都市・二線都市を除いた35都市

◆7月の自動車販売台数 前年同月比+6.2% 前月より1.7ポイント伸び幅拡大

中国自動車工業協会の11日の発表によると、7月の自動車販売台数は前年同月比+6.2%の197.1万台と、伸びは前月の同+4.5%から拡大。1-7月の累計では前年同期比+4.1%の1,532.5万台と、伸びは前月の+3.8%から拡大した。同協会は年初、2017年通年の販売台数を前年比約5%増の2,940万台と予測していたが、足元の状況は予測を下回るペースとなっている。

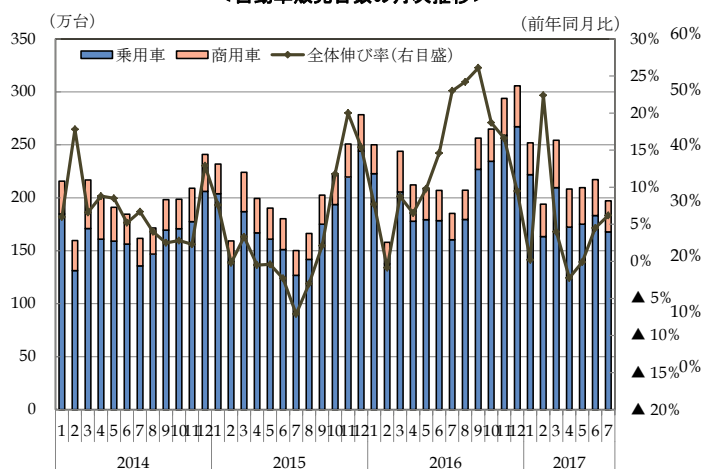
7月の車種別販売では、乗用車が前年同月比+4.3%の167.8万台(6月:同+2.3%、183.2万台)、うち、排気量1,600cc以下の小型車が同▲1.0%の111.3万台(6月:同+▲4.4%、121.4万台)と減少幅は縮小したもの、前年割れが続いている。一方、商用車は同+18.4%の29.3万台(6月:同+18.4%、34.0万台)と、高い伸びを維持した。

乗用車のタイプ別では、セダンが同▲0.3%の82.5万台(6月:同▲4.3%、88.3万台)、SUV(スポーツ型多目的車)が同+18.1%の69.0万台(6月:同+15.7%、74.1万台)、MPV(多目的車)が同▲10.9%の13.7万台(6月:同▲3.9%、16.4万台)と、SUVが唯一プラスの伸びを記録する車種となっており、伸びも前月よりさらに拡大した。

乗用車の国別販売シェアでは、中資系が40.5%(6月:41.3%)の67.9万台、独系が21.0%(6月:20.9%)の35.3万台、日系が19.9%(6月:19.7%)の33.4万台、米国系が12.1%(6月:12.8%)の20.3万台、韓国系が4.2%(6月:3.0%)の7.0万台、仏系が1.5%(6月:1.5%)の2.6万台と、独系、日系、韓国系がシェアを伸ばした。

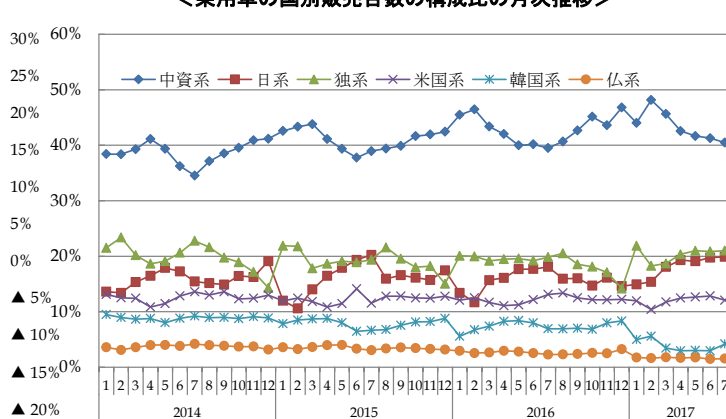
また、新エネルギー車は前年同月比+55.2%の5.6万台(6月:同+33.0%、5.9万台)、うち、電気自動車は同+70.2%の4.5万台(6月:同+41.4%、4.8万台)と、電気自動車の販売は急拡大が続いている。

＜自動車販売台数の月次推移＞



(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

＜乗用車の国別販売台数の構成比の月次推移＞



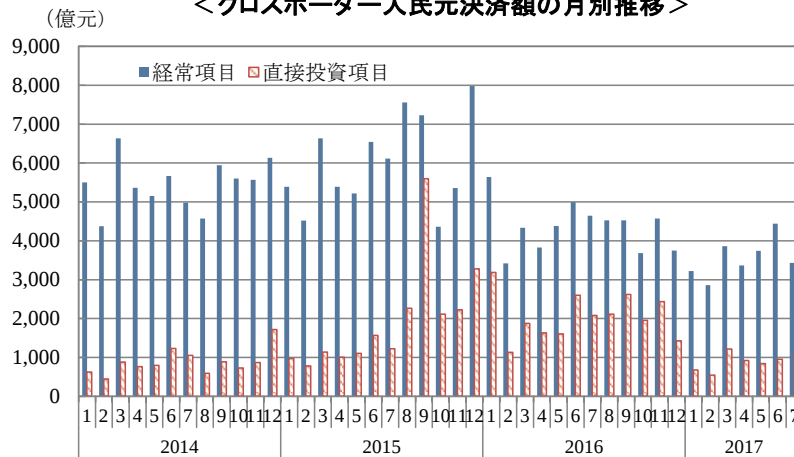
(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

【金融・為替】

◆7月 クロスボーダー人民元決済額

中国人民銀行の15日の発表によると、7月のクロスボーダー人民元決済額は、経常項目が3,434億元、うち、貨物貿易が2,388億元、サービス貿易が1,046億元。直接投資項目が1,115億元、うち、対内直接投資が894億元、対外直接投資が221億元となった。

<クロスボーダー人民元決済額の月別推移>



(出所) 中国人民銀行の公表データを基に作成

◆7月の人民元新規貸出 前年同月比+3,619 億元 前月比▲7,145 億元

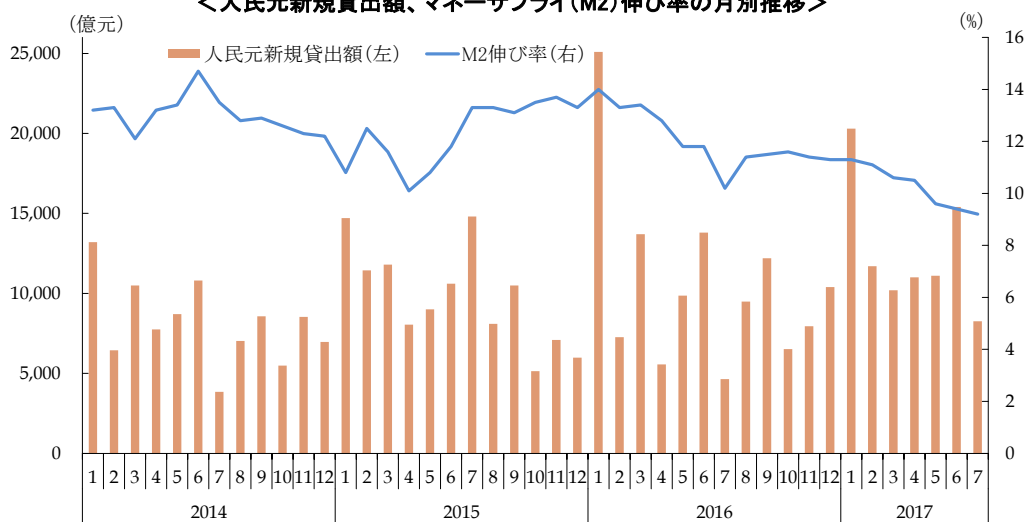
中国人民銀行の15日の発表によると、7月の人民元新規貸出額は前年同月比+3,619 億元、前月比▲7,145 億元の8,255 億元となった。

実体経済に供給された流動性の量を示す社会融資総量^(※)の増加額は前年同月比+7,415 億元、前月比▲5,600 億元の1兆2,200 億元となった。

7月末のマネーサプライ(M2)は前年同月比+9.2%(6月末:同+9.4%)の162兆9,000 億元と、伸び率は6ヶ月連続で鈍化し、政府の通年目標の12%前後を大きく下回った。

(※) 社会融資総量=人民元貸出+外貨貸出+委託貸出+信託貸出+銀行引受手形+企業債券+非金融企業株式発行+保険会社賠償+投資用不動産+その他

<人民元新規貸出額、マネーサプライ(M2)伸び率の月別推移>



(出所) 中国人民銀行の公表データを基に作成

RMB REVIEW

◆反落リスクに要警戒

今週(8/14～)の人民元相場(対ドル)は、週初 6.6680 で寄り付いた後、高値 6.6560(8/14)まで上昇した。しかし、北朝鮮を巡る地政学的リスクの後退やニューヨーク連銀ダドリー総裁によるタカ派寄りの発言が「ドル買い」を誘うと、安値 6.6980(8/16)まで下値を下げた。週末にかけて小反発するも上値は重く、本稿執筆時点では、6.68 付近で推移している。尚、前週から今週にかけて発表された中国の主要経済指標は総じて冴えず、中国経済を巡る楽観的な見方が幾分後退している。

8 月に入り、人民元の対ドル相場が急伸している。8/10 には、一時 6.6485 を示現するなど、昨年 8/24 以来、約 1 年ぶり高値を更新した。世界的に広がる「ドル売り」と、中国当局の強力な「元安抑制策」が人民元急伸の背景と考えられる。但し、こうした動き(一方向の人民元高)が持続するとは考え難い。中国経済を巡る先行き不透明感や為替制度改革への思惑が人民元の上値を徐々に抑制すると見られるからだ。第 3 四半期に入り中国経済の下振れ懸念が再燃している。構造改革(過剰債務の圧縮など)が進展すれば、更なる下押しも警戒されよう。北朝鮮を巡る米中の不協和音も気がかりだ。トランプ米大統領は今週、中国による知的財産権侵害の実態を調査し、通商法 301 条の適用が必要かどうか判断するよう通商代表部(USTR)に指示する覚書に署名した。これに対し中国サイドも報復をちらつかせる等、貿易摩擦の激化も警戒される。また、当局が為替変動幅拡大などの措置を講ずるとの見方も一部で燦る^(※)。仮に変動幅拡大が許容されれば、将来的な変動相場移行が想起され、人民元に下押し圧力を加える恐れも出てこよう。急ピッチで進んだ人民元高への反動も警戒される。相場の方向性を示唆するリスクリバーサルが急上昇(ドルコール・人民元プットオーバーの拡大)していることもあり、来週はやや人民元相場の反落(ドル高・人民元安)を警戒したい。

(※) 中国人民銀行が発行する金融時報は先月、「人民元の変動幅拡大に向けた措置を講じるべき」といった論説記事を掲載した。市場参加者の間ではこれを為替制度改革への布石と捉える向きは少なくなく、将来的な為替変動幅拡大などが警戒されている。

(8 月 18 日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利	上海A株	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	(1wk)	指数	前日比
2017.08.14	6.6680	6.6560～ 6.6717	6.6687	0.0019	6.0814	-0.0359	0.85276	0.0001	7.8730	0.0334	3.4400	3389.90	28.39
2017.08.15	6.6695	6.6695～ 6.6812	6.6771	0.0084	6.0502	-0.0312	0.85372	0.0010	7.8559	-0.0171	3.4400	3405.37	15.47
2017.08.16	6.6870	6.6830～ 6.6980	6.6955	0.0184	6.0359	-0.0143	0.85547	0.0017	7.8541	-0.0018	3.4400	3400.09	-5.28
2017.08.17	6.6780	6.6637～ 6.6787	6.6731	-0.0224	6.0630	0.0271	0.85275	-0.0027	7.8301	-0.0240	3.4400	3423.13	23.04
2017.08.18	6.6750	6.6705～ 6.6819	6.6785	0.0054	6.1171	0.0541	0.85280	0.0000	7.8397	0.0096	3.0000	3423.76	0.63

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

EXPERT VIEW

中国の外国人就業許可制度の改革

<要旨>

- 中国では、新たな外国人就業許可制度が、昨年 10 月から一部の地域で順次試行し、本年 4 月から全国的に実施されている。
- 新制度では、就業予定の外国人を A、B、C の 3 ランクに分類しその管理を行っている。
- ランク分類基準のうち、得点配分表に基づく得点による分類が最も重要であるが、得点配分表における各加算要素は各地の実務での取り扱いに差異が存在する。
- 企業においては、地域ごとの情報を含めた本制度に関する情報の積極的な収集と、これを踏まえた上での人材配置の調整などの対応を行っていくことが重要である。

1. はじめに

従来、中国で就業する外国人は、専門家の外国人と一般の外国人に分けられ、それぞれについて外国人専門家局と人力資源及び社会保障部に管理責任が分割され、「外国人専門家証」及び「外国人就業証」という 2 種類の証書が発行されていました。しかし、責任の分割によって、就業管理において、職能が交錯、分散している、両部門間の意思疎通が円滑でない等の多くの障害が存在しており、一部の外国人及び使用者に混乱を生じさせているとの批判も聞かれるところでした。

このような中、中国政府は、管理責任を外国人専門家局に一本化し、証書も「外国人就業許可証」に統一することなどを内容とした新しい外国人就業許可制度（以下「本制度」といいます）を、昨年 10 月から一部の地域で順次試行し、本年 4 月から全国的に実施しています。本稿では、本制度について、実施後の実務情況も踏まえてご紹介致します。

2. 本制度の概要

(1) 段階的实施（試行段階から全面実施段階へ）

本制度の具体的な内容は、まず『外国人の中国での就業許可制度の試行実施方案』の印刷配布についての通知¹（以下「外国人の中国での就業許可制度の試行実施方案」を「試行方案」といいます）によって示され、試行方案では、2016 年 10 月から 2017 年 3 月までを試行段階とし、北京、天津、河北、上海、安徽、山東、広東、四川、雲南、寧夏において本制度の試行業務を展開するとしていました（試行方案四（二））。

また、試行方案では、2017 年 4 月 1 日より全面実施段階に入ると言及していた（試行方案四（三））ところ、その直前である 3 月末に『外国人の中国での就業許可サービスガイドライン（暫定施行）』の印刷配布につ

¹ 外專發[2016]151号、2016年9月27日公布、施行

いての通知」²(以下「36 号通知」といいます)及び「外国人の中国での就業許可制度の全面施行についての通知」³(以下「40 号通知」といいます)が公布され、これらの通知は、試行方案で示された本制度の内容を調整ないしは明確化しています。

(2) ランク分類による管理

本制度では、就業予定の外国人を A、B、C の 3 ランクに分類し、その管理を行うこととしています。36 号通知において、C ランクは許可数量の制限を行うことが明示されていますので、中国で就業するためには B ランク以上が必要であると考えておくべきです。各ランクの分類基準、及び分類基準の中で言及されている得点の配分表は、40 号通知に記載されています。

企業においては、対象従業員について、①A ランクないしは B ランクの得点以外のいずれかの分類基準に該当するかを確認し、②該当しないようであれば、得点配分表に基づき得点が 85 点以上又は 60 点以上となるかを確認するとの手順を踏むことになります。

【各ランクの分類基準】

ランク	分類基準
A ランク	(1) 国内の人材導入計画に入選した場合(例: 中国共産党中央組織部の「千人計画」に入選した場合等) (2) 国際的に公認された専門業績認定基準に合致する場合(例: 規定分野のノーベル賞受賞者等) (3) 市場の動向に合致した奨励類職位に必要とされる外国人人材(例: グローバル 500 の企業の全世界又はエリア本部が採用した高級管理職、 <u>平均賃金収入が現地の前年度の社会平均賃金収入の 6 倍を下回らない外国人材</u> 等) (4) イノベーション・創業人材(例: 重大な技術発明、特許等の自主知的財産権又はノウハウをもって出資し、投資の累計額等が規定の基準を満たす起業家等) (5) 優秀な青年人材(例: ハイレベルな国(境)外の大学でポストドクトラルとして研究に従事している 40 歳以下の青年人材等) (6) <u>得点が 85 点以上の人材</u>
B ランク	(1) 学士以上の学位及び 2 年以上の関連実務の経験を持つ外国人の専門的人材で、各種企業、政府系公益組織、社会組織等が採用した外国管理人員又は専門技術人員等の規定条件を満たす場合 (2) 国際的に通用する職業技能資格証書を有する又は急を要する不足している技能型人材 (3) 外国語の教員 (4) <u>平均賃金収入が現地の前年度の社会平均賃金収入の 4 倍を下回らない外国人材</u> (5) 国の関連部門の規定に合致する専門人員及びプロジェクトの実施人員 (6) <u>得点が 60 点以上の専門人材</u>
C ランク	(1) 現行の中国における外国人就業管理規定に合致する外国人員 (2) 臨時的な、又は短期間の(90 日を超えない)業務に従事する外国人員 (3) 数量割当制管理を実施される人員(例: 政府間協定に基づき訪中して実習を行う外国青年等)

【得点配分表】

加算要素	基準	得点
① 直接資格を付与する要素	中国国内の人材誘致計画に選出され及び専門における実績について国際的に公認されている認定基準に合致していること	—
	市場ニーズに合致する奨励類職務の基準	—
	イノベーション、起業人材及び優秀な青年人材	—
② 中国国内の使用者から支払われる年間給与	45 万元以上	20
	35 万元以上、45 万元未満	17
	25 万元以上、35 万元未満	14
	15 万元以上、25 万元未満	11

² 外專発[2017]36号、2017年3月29日公布、同年4月1日施行

³ 外專発[2017]40号、2017年3月28日公布、施行

	7 万元以上、15 万元未満	8
	5 万元以上、7 万元未満	5
	5 万元未満	0
③学歴又は職業技能資格証書等	博士、国際的な最高ランクの職業技能資格証書又は高級技師若しくはそれに相当する	20
	修士、技師又はそれに相当する	15
	学士、高級エンジニア又はそれに相当する	10
④職務の実務年数	2 年超の場合、超過年数 1 年につき 1 点を加算する	最高 20 点
	2 年	5
	2 年未満	0
⑤年間勤務期間	9 か月以上	15
	6 か月以上、9 か月未満	10
	3 か月以上、6 か月未満	5
	3 か月未満	0
⑥中国語の能力	過去に中国国籍を有していた外国人	5
	中国語での学士以上の学位取得	5
	HSK5 級以上	5
	HSK4 級	4
	HSK3 級	3
	HSK2 級	2
⑦勤務予定地	HSK1 級	1
	西部地区	10
	東北地区等の旧工業地区	10
	国家レベルの貧困県等の特別地区	10
⑧年齢	18 歳以上、25 歳未満	10
	26 歳以上、45 歳未満	15
	46 歳以上、55 歳未満	10
	56 歳以上、60 歳未満	5
	60 歳以上	0
⑨国(境)外のハイレベルな大学を卒業、又はグローバル 500 の企業での就業経験、及びその他の規定条件	国(境)外のハイレベルな大学を卒業	5
	グローバル 500 の企業での就業経験	5
	特許等の知的財産権を保有	5
	既に中国で 5 年以上連続して勤務	5
⑩地方の奨励加点	地方の経済社会の発展のために求められている、需要の高い特別人材 (省レベルの外国人就業管理部門が具体的な基準を制定)	0～10

3. 実務状況

多くの対象従業員について、結果として得点によるランク分類がなされるものと思われます。このため、得点配分表が重要になりますが、得点配分表の各加算要素の中には必ずしも一義的に明確であるとはいえないものも含まれており、各地の実務での取り扱いにも若干の差異が生じているようです。この点について、北京市及び上海市の本稿執筆現在⁴の実務状況を以下のとおり纏めました。

【得点配分表に関する実務状況(北京市・上海市)】

加算要素	北京市	上海市
② 中国国内の使用 者から支払 われる年間給与	中国国内で支払われる賃金のみを基準とし、中国国外で支払われる賃金は、たとえ中国国内において個人所得税を納付する場合でも含まれない	中国国外で支払われ、かつ、中国国内で個人所得税を納付する賃金も含まれる

⁴ 2017年8月16日

③ 学歴又は職業技能資格証書等	「職業技能資格証書」について、本制度ではこれについて定義しておらず、また各国の職業技能資格証書は異なっているため、実際に申請資料を提出してみなければ、加算要素とできるか及びその点数は確定されない	「職業技能資格証書」について、「高級技師」及び「技師」の認定は、『国家職業技能基準編制技術規程』の印刷、発行についての通知 ⁵ を参考にできる(例えば、「技師」とは、専門的な技能及び特別な技能を上手に用いて自己の職業における複雑な非通常性の業務を完成させることができ、自己の職業の重要な技術・技能について把握しており、技術的な問題又は工程上の難題を独立して処理・解決することができ、技術・技能において新しい物を創造し、初級、中級、高級の人材を指導・訓練することができ、一定の技術管理能力を有する者とされている) 「高級エンジニア」及び「国際的な最高ランクの職業技能資格証書」については、明確な説明がされていないため、申請者が提出する職業技能資格証書のみに基づき具体的に判断される
④ 職務の実務年数	申請業務に関する実務年数でなければならない(例えば、英語教師として申請する場合、化学教師としての実務年数は含まれない)	現在の業務と関係のない実務年数も含めることができる
⑤ 年間勤務期間	初めて申請する際には、労働契約に約定される中国における年間勤務期間を「年間勤務期間」とすればよい	同左
⑥ 中国語の能力	「HSK」について、HSK 証書の有効期間は2年間であるが、審査時には証書の有効期間は考慮に入れていないため、HSK 証書を有してさえいれば加算要素とできる	同左
⑧ 年齢	オンライン申請日の年齢を基準とする	申請が受理されたときの年齢を基準とする(例えば、申請後、関連行政機関が資料について実質的な審査を行う際に、申請時より年齢が一つ上がっている場合でも、申請が受理されたときの年齢に基づく)
⑨ 国(境)外のハイレベルな大学を卒業、又はグローバル500の企業での就業経験、及びその他の規定条件	「国(境)外のハイレベルな大学」について、現時点ではこれらの大学についてのリストがないため、実際に申請資料を提出してみなければ、加算要素とできるかが確定されない 「グローバル500の企業での就業経験」について、一定職位以上の経験が必要とされる可能性があり、また、該当企業との正社員としての労働契約の締結が必要であり、アルバイト、実習生、短期労働者、派遣労働者等は対象外	「国(境)外のハイレベルな大学」について、同左 「グローバル500の企業での就業経験」について、一定職位以上の経験は明示的には求めないが、該当企業との正社員としての労働契約の締結が必要であり、アルバイト、実習生、短期労働者、派遣労働者等は対象外
⑩ 地方の奨励加算点	現在、北京市には地方の奨励加算点政策はない	現在、上海市には地方の奨励加算点政策はない

また、公開されている「添付資料によく見られる問題」⁶に基づきますと、申請資料を作成する際には以下の点に特に注意する必要があります。

- ① 申請表に使用者の公印又は関連する授権印が押印されているか
- ② 申請者が署名しているか、申請者本人の直筆の署名か
- ③ 申請表の情報が外国人の中国での就業管理サービスシステムにおいて記入・報告した情報と一致しているか

⁵ 人社庁発[2012]72号、2012年8月9日公布、施行

⁶ 「添付資料によく見られる問題(北京)」(「外国人の中国での就業管理サービスシステム」のウェブページより)：

<http://fwf.safea.gov.cn/lhCmsArticleDisController.do?cmsArticleContentPage&artId=bb7f31e75d3b48b3015d4eb56c9100dd>

- ④ 申請表の情報がその他の申請添付資料(例:パスポート、有効なビザ、労働契約等)の内容と一致しているか
- ⑤ 翻訳文書に使用者の公印が押印されているか、翻訳文書の翻訳が完全か(例:一字一句翻訳されている等)、正確か
- ⑥ 犯罪記録不存在証明書及び健康診断証明書の交付日がいずれも6か月以内であるか
- ⑦ 学位証書、犯罪記録不存在証明書の公証・認証文書及び公証・認証印が外国人の中国での就業管理サービスシステムに完全にアップロードされているか
- ⑧ 中国国内における職歴を有する場合に、職歴証明書とともに、それに対応する年の就業ビザを外国人の中国での就業管理サービスシステムにアップロードしているか
- ⑨ 職歴証明書に明記されている情報内容が完全か(不完全の例:職位情報がない等)
- ⑩ 労働契約における勤務地が明確か、適切か
- ⑪ 労働契約に押されている使用者の押印が鮮明か
- ⑫ 労働契約が中国語ではない場合、翻訳文書を提供しているか
- ⑬ 労働契約、就任証明書の概念を混同していないか(混同の例:就任証明書が適用される者(例:各種中国駐在代表機関の首席代表者)に労働契約を適用している等)

4. 今後の注意点

40 号通知でも言及されているとおり、本制度は、「ハイエンド人材の奨励、一般人材のコントロール、ローエンド人材の制限」という原則を達成するために導入されたものです。日系企業の多くの人材は「一般人材」に該当するものと思われますが、上記3のとおり実務上の取り扱いには地域によって差異が存在し、これにより、同じ人材であっても地域によって得点ひいてはランクが異なる可能性もあります。企業においては、地域ごとの情報を含めた本制度に関する情報を積極的に収集し、場合によっては人材配置の調整を図るなどした上で、自社の従業員が「ローエンド人材」として就業制限されないための対応を行っていくことが重要であると考えます。

以上

黒田法律事務所
弁護士 鈴木龍司
中国弁護士 鄭 郁

～アンケート実施中～
(回答時間:10秒。回答期限:2017年9月23日)
<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZIJ6Qe>